

松原市市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が、市政の円滑な運営を図るため市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 交際費は、職務との関連性の有無、支出先の団体等の性格、支出対象となる、行事の性格等を総合的に勘案の上、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(種別及び支出内容)

第3条 交際費の種別及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 記念式典・行事等に対するお祝い等に係る費用
- (2) 弔慰 市政関係者に対する供花、供物等に係る費用
- (3) 見舞い 市政関係者の疾病、災害、事故等の見舞いに係る費用
- (4) 会費 総会、懇談会等各種会議への出席に係る費用
- (5) 賛助 団体が実施する事業・活動であって、当該事業・活動の趣旨に公益性が認められるものに対する賛助に係る費用
- (6) その他 前各号に掲げられるもののほか、交際上特に支出する必要があると認められる費用

(支出限度額)

第4条 前条各号の支出の限度額は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から実施する。

別表（第4条関係）

項目	支出限度額	備考
慶祝	1件 10,000円	原則として、1万円を限度として支出する。
弔慰	地域の慣習による 実勢価格の範囲内	「弔慰基準表」により支出する。
見舞い	1件 10,000円	疾病は2週間以上の入院療養した場合に、災害、 事故等は状況に応じて支出する。
会費	会費相当額	会費等の明示のある場合はその金額とし、明示の ない場合は1万円を限度として支出する。
賛助	1件 10,000円	原則として、1万円を限度として支出する。
その他	社会通念上、妥当と 認められる範囲内	市長が必要と認める接遇、記念品等に係る実費を 支出する。